

越相同盟再考

——「手筋」論をめぐって——

丸 島 和 洋

はじめに

室町幕府の力が衰え、各地域権力が自律的な活動を行っていた戦国期、地域権力同士は相互に活発な外交関係を結んでいた。その筆頭が戦国大名であることはいうまでもなく、他大名・国衆との外交を通じて、勢力の維持・拡大を図っていたのである。その際には、大名同士が直接やりとりをするだけではない。互いに特定の家臣を「取次」に任じてその相手との交渉を担当させ、交渉の円滑化を図っていた⁽¹⁾。彼らは大名書状への副状附与や、相手からの書状の披露行為、使者の応対等を行う一方、大名に「異見」を加えるなど、交渉に深く関わる存在であった。

このため、戦国大名間外交を検討する際には、相互の交渉担当者たる「取次」と、彼らによって作られた交渉ルートの問題が注目される。研究史上、起点となったのは永祿十一年（一五六八）から元亀二年（一五七二）にかけて、上杉氏と後北条氏との間で結ばれた越相同盟の検討である。まず加藤哲氏は、後北条氏の外交における支城主の役割に

ついて検討された。氏は交渉における北条氏照(武蔵滝山城主)と北条氏邦(武蔵鉢形城主)の役割に着目した。⁽²⁾氏によれば、両者の活動は別の交渉ルート(「手筋」)をもって進められており、互いに連絡を欠いていたといっているのである。越相同盟で活動した使僧を検討された岩崎宗純氏も、やはり両者の連絡欠如に言及されている。⁽³⁾これらを踏まえ、本格的な検討を加えたのが岩澤愿彦氏である。⁽⁴⁾

岩澤氏は越相同盟における二つの交渉ルートについて考察を加えられた。ひとつは北条氏邦が主導し、国衆由良成繁(上野金山城主)を仲介役として交渉を進めたルートで、「由良手筋」と呼ばれる。もうひとつは北条氏照が主導し、元上杉家臣の北条高広(上野厩橋城主)を仲介役としたルート、「北条手筋」である。氏は両ルート成立の背景について、由良成繁が後北条氏当主とやりとりをする際の奏者が氏邦、北条高広の奏者が氏照である、という取次関係を指摘する。つまり外交の交渉ルートは大名領国内における取次関係を利用したもので、外交組織と支配組織はその基底において同一、いわば領国の総体として外交にあたったというのである。そして二つの交渉ルートが併存した理由について、「由良手筋」を実務的な交渉を目的とした実質的ルート、「北条手筋」を儀礼面を目的とした儀礼的ルートという性格の違いを指摘すると共に、隠居氏康がこれを統括・運営し、上杉氏の動きに応じて使い分けていたという論を展開された。次いで栗原修氏は上杉側の視点から検討を加えられ、岩澤氏の説を継承している。⁽⁵⁾また領国内の取次関係については、黒田基樹氏によってより詳細な考察がなされている。⁽⁶⁾それらを踏まえて、越相間の交渉ルートをまとめたのが表一である。⁽⁷⁾

以降の研究においては、おおむね岩澤氏の説に沿った理解がなされている。例えば栗原修氏は、上杉―織田同盟の検討を行った際、「奏者」(本稿でいう「取次」)の対応から、三つの交渉ルートを検出し、それぞれの性格分けを行っている。⁽⁸⁾

【表一】越相同盟の交渉ルート

〈由良手筋＝実質的ルート〉

北条氏康・氏政―遠山康光・康英―北条氏邦―由良成繁―沼田（松本・沼田・上野）在番衆―山吉豊守―上杉輝虎

〈北条手筋＝儀礼的ルート〉

北条氏康・氏政―山角康定―北条氏照―北条高広―直江景綱―上杉輝虎

しかし岩澤氏の論には、再検討の余地があるように思われる。第一に、岩澤氏の理解は、視点がやや大名側に偏っている感がある。確かに外交には大名の意向が強く働き、最終的な決定権も大名にある。特に越相同盟の場合は隱居の氏康に強い主導性が見出せる。しかし家臣の側にもある程度主体的な動きがあるはずで、またそうした視点を有することにこそ、「取次」を研究する意義があると考へる。「取次」の側から交渉ルートを見た場合、どのような理解がなされるのだろうか。第二に、実務面と儀礼面とで、まったく別個の交渉ルートを開く必要があるのか、という問題がある。例えば大名の出す外交書状を通覧した時、政治的軍事的な用向きを述べた書状と、贈答など儀礼的な側面を持つ書状とが同日付で出され、同じ使者が運ぶ場合が多い。⁹⁾ こうしたやりとりは不可分な関係にあり、実務面と儀礼面とでまったく別個の交渉ルートが用意された、というのは検討を要する。

本稿では以上のような疑問から、越相同盟における交渉ルート（手筋）の問題について再検討を加える。併せて、越相同盟における「取次」の構成の問題にも言及したい。越相同盟関係史料は、「上杉家文書」を中心に一〇〇点以上の史料が残存している。このように大量の史料が残っている例は他にはない。戦国大名外交のあり方一般を考察す

る上で、重要な事例であるといえ、再検討を行うことの意味は少なくないと思われる。

なお外交書状の問題については、桑山浩然氏⁽¹⁰⁾ 羽下徳彦氏⁽¹¹⁾によって当主の書状に複数の副状が「組み合わさって」一括で機能するとの重要な指摘がなされている。特に羽下氏は越相同盟についても例として取り上げており、いくつかの交渉について文書の動きを検討されている⁽¹²⁾。羽下氏は岩澤説について特に所見を示してはいないが、「組み合わさった」外交書状群としてひとつのまとまりを形成していれば、同一の交渉ルートを利用した外交であるといえるだろう。こうした点を踏まえながら、越相同盟交渉をみていくこととしたい。

一、同盟交渉の開始と二つの「手筋」

本節では、同盟交渉開始時の流れを逐い、交渉に際して「手筋」がどのように現れて来るのか、検討を加える。

永禄一一年冬、武田信玄は今川氏との同盟を破棄して駿河に侵攻、今川氏真は本拠地駿府を放棄して遠江掛川に退いた⁽¹³⁾。武田・今川両氏と三国同盟を結んでいた後北条氏はこの事態への対応を迫られ、今川氏を支援して武田氏と対立することを選択した。後北条氏から上杉氏に対する同盟の働きかけは、このような状況下で成されたものである。後北条氏は上杉氏と長らく敵対関係にあったが、武田氏との抗争を展開する上で、上杉氏との同盟を重要なものと認識したのである。

同盟の打診は当主氏政の弟氏照（武蔵滝山城主⁽¹⁴⁾）および氏邦（武蔵鉢形城主⁽¹⁵⁾）によって行われている。両者の関係はどのように理解すべきものなのか。交渉開始時の動きをみてみよう。

氏照の書状は永祿二一年二月十九日付で、北条高広(上野厩橋城主)の手により上杉輝虎のもとに送られた。⁽¹⁷⁾北条高広は元々上杉氏の重臣で、厩橋城主として上野支配の中核を担っていたが、離反して後北条氏に帰属した人物である。北条氏照は「指南」として北条高広を軍事指揮下におくとともに、後北条氏当主とを結ぶパイプ役を務めていた。自身の指揮下の人間から、上杉氏内部の情報に詳しく、仲介役を担いうる人物として選択したのである。この際、厩橋北条氏は上杉氏の上野沼田在番衆に宛てて使者の通過を求める書状を出しており、厩橋から沼田を経由するルートで越後に入ったようである。⁽¹⁸⁾輝虎側近の直江景綱のもとに氏照書状を届けるよう求めているから、直江の手から輝虎へ披露がなされたものと思われる。これが「北条手筋」である。

一方氏邦の書状は、上野金山城主の由良成繁を経由して沼田在番衆に送られた。由良氏も上杉氏から後北条氏に帰属を移した経緯をもつ国衆で、後北条氏内部では氏邦の指揮下にあった。⁽¹⁹⁾彼を仲介とすることからこちらは「由良手筋」と呼ばれる。この書状自体は伝存しておらず、詳細は不明であるが、隠居の北条氏康が出した書状からある程度の流れを把握出来る。⁽²⁰⁾

【史料一】北条氏康書状写(傍線筆者、以下同じ)⁽²¹⁾

忘思慮染一翰意趣者、今度息(北条氏邦)氏郡、越・相一和之儀申届候処、預懇切之回報、本望至極候、相・甲及題目者、武田信玄多年(北条)氏政在入魂、数枚之誓句取替、忽打抜、旧冬十三不謂駿府へ乱入、今川氏真無其構、至于時被失手之間、遠州懸川之地被移候、愚老(今川氏真)息女不求得乗物体、此恥辱難雪候、就中今川家断絶歎ヶ敷次第二候、此時越を可頼入所存、父子共落着、然者任承三ヶ条筋目、以証文可申届候、愚老(森形力)当地在城候間、先令啓候、願者越御同意之様、各馳走所希候、恐惶謹言、

永祿二年
正月二日 左京太夫

氏康

松本石見守殿

河田伯耆守殿

上野中務少輔殿

御宿所

冒頭の傍線部で、氏康は子息氏邦が越相一和について申し届けたところ、懇切な返事を頂いて本望の至りである、と述べている。宛所の三名は上杉家臣で、国境地帯の上野沼田に在城していた人物である。史料一は、彼ら沼田在番衆からの氏邦宛返書を受けて、氏康が出したものとなる。氏邦はこの時期駿河に出陣して武田氏と対峙しており、氏邦ではなく氏康が返書を確認しているのはそうした事情が背景にある(「当地在城」とあるのは返書を携えた使者が訪れた場所²²。氏邦居城鉢形を指すと考えられる)。逆に氏邦書状の宛所は沼田在番衆であった可能性が強く、沼田在番衆担当の奏者である山吉豊守を通じて披露がなされたものと思われる²²。既に書状が一往復した後の書状が永禄二二年正月二日付なのだから、氏邦の書状は前年一二月中のものであったと判断される²³。

両者は互いの動きをどのように見ていたのだろうか。史料一において、氏康は氏照の動きについて一切触れておらず、氏邦がこの件に言及した形跡も見いだせない。では一方の氏照はどうだろう。氏照は第一信の中で「氏康父子心中雖不存知候」と述べており、氏康・氏政の意向を踏まえない独断行動であることを断っている²⁴。こうした文言は予備交渉段階・同盟打診段階においてしばしば見られる文言であり(大名が直接乗り出して交渉に失敗したら面目が立たないためであろう)、ストレートに事実を反映しているかは定かではない。この点を考える上では、次の史料に注目したい。

【史料二】北条氏照書状(25)

雖未申通候、令啓候、抑駿・甲・相不離間候処、駿・越被卜合、信玄被企滅亡之由被申懸、此度向駿州信玄被動干戈候、此時者、無二貴國・当方有御一味、可被散累年之鬱憤外無他候、於御同意者、当方之義涯分馳走可申候、於貴國者、其方御取成尤二候、前々筋目、又此度先立而申入族有之与云共、氏照存詰、如此申届上者、抛万端、
可被任拙者馳走事、可為本望候、單憑入外無之候、恐々謹言、

(永祿二年)
正月七日

(北条)
氏照 (花押)

直江太(本願)和守殿

氏照が上杉輝虎側近の直江景綱に宛てた初信である。傍線部で氏照は、(自分の他に)以前に同盟を申し入れた者がいようと、氏照がこのように申し届けた上は、全てを抛つて、自分に交渉を任せてくれれば本望である、と述べている。この「先立而申入族」は氏邦を指すと捉えられる。氏照は、对上杉氏外交で氏邦が活動をしていることに不快感を表明し、あくまで自分と交渉をするように求めているのである。これは後北条氏内部の態勢が不統一であることとを対外的に示すものである上、氏邦(およびその背後の氏康)が進めている交渉の成果は継承しないと表明したに等しい。外交交渉上有益なものとは到底見なしたがたく、敢えて虚偽を述べる必要はない。ましてや越相間は従来敵対関係にあったのであり、上杉側に不信感を抱かせることは絶対に避けなければならなかった筈である。これは氏照の本音であったとみてよいのではないだろうか。氏照の動きは氏邦のそれとは独立した、まったく別個のものであったと評価できる。したがって交渉の開始段階においては、確かに二つの「手筋」が併存し、両者が統一した意思を持たずに別個に交渉を行っていたといえる。

これに対し、上杉氏は氏邦書状に先に返書を出すという形で対応をした。北条氏照は史料二と同日付の輝虎宛書状

において、以前に派遣した使者が着いたかどうかを問い合わせた上で前状の用件を再説している。⁽²⁶⁾この段階では氏照書状には返事が来ていなかったのである。以降、氏康・氏邦を中心とした交渉が開始されることとなった。

二、「手筋」の統合

永禄二二年二月に入ると氏康・氏政父子が輝虎に誓詞(起請文)を提出し、同盟交渉が本格化する。⁽²⁷⁾この誓詞自体が沼田在番衆から氏康に出された要請に基づくもので(史料一)、交渉の進展は、明らかに氏照の「北条手筋」ではなく氏康・氏邦の「由良手筋」の成果によるものであった。前節でみたように、両「手筋」は交渉開始時にはまったく別個に動いていた。通説では、「由良手筋」の利用を基本としつつ、両「手筋」はこの後も併存していくとされる。果たしてそれは正しいのだろうか。

史料三は氏康が沼田在番衆に宛て、氏照・氏邦の二つの「手筋」について説明をしたものである。どうもこれ以前に、両「手筋」の扱いをどうするのか、上杉側から問い合わせがあったものらしい。

【史料三】北条氏康書状写⁽²⁸⁾

一、越・相取扱之儀、旧冬以来^(北条氏照)源三・新太郎如何様ニ茂与存詰、様々致其稼候、就中新太郎二者愚老申付、^(由成案)由信取扱ニ付而無相違相調候、源三事も涯分走廻処、難指置間、以天用院進誓句砌、源三・新太郎扱一二致、以両判添状申付候、然ニ自陣中三日令遅々、二月十三日来着候、天用院を八十日ニ当地を相立候、然間其砌両判添状をしおかれ、愚老預置、此度進候、

一、向後之義者(氏照・氏邦)兩人共可走廻歟、又不及其儀、一人可走廻歟、兎も角も輝虎可為御作意次第候、愚老心底者、兩人共二走廻候者、弥可満足候、兎角可然様各頼入候、

一、源三事も由信方頼入、以同筋可申入候、猶爰元不可有紛候、恐々謹言、

(永祿三年)
三月三日

(北条)
氏康

(黒樂)
松本石見守殿

(重親)
河田伯耆守殿

(家成)
上野中務少輔殿

氏康は両「手筋」について、氏邦には自分が申しつけて、由良成繁の仲介により交渉を行った。氏照についても奔走して黙止しがたいので、使僧天用院を派遣して誓詞を差し出した際に、氏照・氏邦の扱いを一つに統一し、両判によつて副状を出すよう（兩名に）申しつけた。しかし（兩名は）出陣中であるため（予定より）三日遅れてしまい、二月一三日になつてようやく副状が到着した。天用院は一〇日に（既に）当地を發つており、そのため両判副状は（間に合わず）さしおかれて氏康の手元に預かつていた。今回派遣する使者に持たせる、と述べている。続いて今後は氏照・氏邦兩人とも（「取次」として）走り回るべきか、またはその必要はなく、どちらか一人だけでよいか。何をおいても輝虎のお考え次第である。但し自分の本心としては、兩人とも走り回れるように出来れば、より満足である。ともかくしかるべきよう各に頼み入れる、と述べ、氏照についても、（今後は）由良成繁方を頼んで「由良手筋」をもつて申し入れることとする、と約している。

氏康の提案は、氏照・氏邦双方を「取次」として残す代わりに、交渉ルート・交渉内容に関しては一本化する、というものであった。第三条においては、氏照も「由良手筋」を利用して交渉に参加させると約している。これは事実

上「北条手筋」の利用停止と「由良手筋」への一本化、つまり「手筋」の統合を表明したものと捉えられる。従来、氏照・氏邦併存の部分のみが注目されてきたが、氏康は「手筋」については逆の提案をしているのである。そもそも氏康・氏政書状に氏照・氏邦書状が「組み合わさって」機能する以上、それはひとつの交渉ルートに属して動いたほうが自然なのはいうまでもない。敢えて書状をばらばらに動かす意味はないからである。

このことは大名にとって、同時に動かす正式な交渉ルートは、一本に絞られているのが一般的な形であり、かつ望ましい形と認識されていたことを示している。まったく別個に動いている「手筋」を放置したまま交渉をすすめれば、同じ用件について二重に協議することになるばかりか、両者が提示する交渉内容自体に矛盾や食い違いが生じる可能性も否定できない。上杉氏にとっても、後北条氏にとっても、交渉に混乱・支障が生じる危険が大きいものであったのである。上杉氏が問題としたのも、恐らくその点であつたのであろう。

もつともここで述べられているのはあくまで氏康の提案・態勢表明に過ぎず、以降の経過を確認する必要がある。まず氏康は上杉側の誰に対して書状を出したのか。

【史料四】北条氏康書状⁽²⁹⁾

如先書申届、天用院彼国へ指越候、誓詞并条目等、委細申合、相渡候、(上杉)輝虎へ書中儀者、以用捨先相押候、沼田(原康)衆・直江・柿崎所へ及書中候、於其地能々被聞届、万事御助言肝要候、就中、(今川)自氏真被参使僧、遙々当地ニ逗留候、此度天用院ニ指添申候、是又御指南専一候、猶柳下・内海申合候、恐々謹言、

(永禄二年)
二月六日

(北条)
氏康 (花押)

(成繁)
由良信濃守殿

史料三で述べられている天用院派遣に際し、その世話を由良成繁に依頼した書状である。このとき持たせる書状に

氏照・氏邦が副状を付す筈が間に合わなかったというのがこれまでの経緯であり、「手筋」の統合はこのときに開始された筈である。傍線部をみれば、氏康は誓詞・条目の他に沼田在番衆・直江景綱・柿崎景家に対して書状を出したと述べている。実際同日付で沼田在番衆松本景繁宛の氏康書状⁽³⁰⁾、直江・柿崎宛の氏政書状が伝存している。⁽³¹⁾つまり氏邦の交渉相手である沼田在番衆、氏照の交渉相手である直江景綱、この双方に書状を出したのである。柿崎景家については初見だが、直江景綱とともに対今川氏交渉を担当していた人物である。⁽³²⁾天用院に今川氏真の使僧が随行したことによるものか。いずれにせよ、後北条氏は両「手筋」の統合を図り、上杉側の反応を待ったのである。

これに先立ち、氏康側近の遠山康英が沼田在番衆に条目を送って氏康の「内意」を伝えていた。⁽³³⁾康英は父の康光と共に由良氏の居城金山まで赴くと述べ、「半途」(境目)での対談を要請している。二つあった「手筋」をひとつにまとめるといっても、氏康の意図は「由良手筋」への統合であり、金山―沼田間において交渉の進展を図ったものと思われる。康英の派遣には由良成繁から若年に過ぎるとの懸念が出され、⁽³⁴⁾実際には遠山康光・坪和康忠が派遣された。上杉側では、交渉窓口が沼田在番衆となったことを受け、沼田在番衆の奏者である山吉豊守が交渉に参加するようになる。⁽³⁵⁾注意したのは、これ以降直江景綱が交渉の場から姿を消すことである。したがって山吉の登場は、実際には「取次」の交替であった。ここに氏照・氏邦・遠山等と山吉・柿崎・沼田在番衆という形が出現し、氏康の提案した「手筋」の統合が実行に移された事を確認できる。

この「手筋」統合の実態はどのようなものなのだろう。同年閏五月末から六月頭に向け、上杉氏が小田原に使者を派遣した際の交渉を材料に検討を加えてみたい。この交渉は前月に後北条氏が大規模な使節団を越後に派遣し、輝虎から誓詞を受け取ったことに対応するもので、後北条氏からの誓詞提出と人質について定めた重要な交渉であった。後北条氏側の返書は六月九日―一日付で作成され、次のような構成で伝存している。

【表二】永祿一二年六月の返書

文書名	日付	宛所	出典 (刊本)
北条氏康・氏政連署書状	九日	上杉輝虎	「上杉家文書」(「上越」七五五)
北条氏政書状	九日	上杉輝虎	「上杉家文書」(「上越」七五六)
北条氏照書状	九日	上杉輝虎	「上杉家文書」(「上越」七五七)
北条氏照書状写	九日	山吉豊守	「謙信公御書集」(「上越」七五九)
北条氏照書状	九日	山吉豊守	「伊佐早謙採集文書」(「上越」七六〇)
北条康成書状写	九日	上杉輝虎	「謙信公御書集」(「上越」七五八)
北条氏康書状	一〇日	上杉輝虎	「上杉家文書」(「上越」七六一)
北条氏康書状	一〇日	上杉輝虎	「上杉家文書」(「上越」七六二)
北条氏邦書状	十一日	山吉豊守	「伊佐早謙採集文書」(「上越」七六三)

また参考までに、氏照、氏邦の書状を掲げる。

【史料六】北条氏照書状⁽³⁶⁾

就御一和之儀、以天用院被申送処、速輝虎御誓詞、特被付御身血、被差越候、目出弥重存候、因茲、氏康父子誓詞血判御所望之由候、広泰寺并進藤方^(自派)於眼前、如御作意、染身血被進置候、如此之上者、早速至于信州御出張、專肝存候、次に愚拙誓詞之事、去頃自沼田衆御内儀之由、被申越候間進置候処、此度可染身血旨、被度御
 条、任御作意、広泰寺・進藤方於眼前付身血進入候、向後者、弥越・相御入魂之段、馳走可申外無他事

候、此趣可預御取成候、恐々謹言、

六月九日

氏照(北巻) (花押)

山吉孫次郎殿(奥守)

【史料七】北条氏邦書状(37)

天用院去月下旬致歸路候、御兩使無程入來候、抑御血判令拝見、氏康父子満足歎喜被申候、於証支目出珍重令存候、氏康父子も翻宝印、如御案書放身血被進置候、如此御入魂ニ罷成候義、兩國公私之大慶無極候、此上至于信州御出陳、奉待計候、為其、自此方も使者指添、申口入候、委細口上ニ可有申候、恐々謹言、

藤田新太郎

六月十一日

氏郡(北巻) (花押)

山吉孫次郎殿(奥守)

御宿所

確かに氏康の言明通り、「兩判」を命じられた氏照・氏邦が共に副状を付している様子が見て取れる。⁽³⁸⁾ 後北条氏の外交書状は、隠居・当主の書状に氏照・氏邦の副状が「組み合わさって」機能するものとなっていた。返礼としては遠山康光が派遣され、由良氏の使僧と合流した上で越後入りを計っている。⁽³⁹⁾ 文書上からは、氏照・氏邦が「取次」として活動し、共同で「由良手筋」を利用していったことになる。

ところが上杉氏の目にはそうは映らなかった。

【史料八】北条氏照書状(40)

態預芳礼候、御懇切之段、誠以本望至極存候、仍越・相御一味御取次之事、弟候氏郡并氏照可走廻段、去春氏康(北巻)

被申述候哉、於拙者存其旨候、然（佐藤昌深・進藤清）此度就而使御越、

氏郡一人走廻儀、御不審之由候、由良手筋故、如此候キ、

於氏照も内外共、従最前之御首尾、聊不存無沙汰馳走申候、定而広泰寺・進藤方可被申達候、委細山吉方頼入之

由、可得御意候、恐々謹言、

（本條二年） 北条源三

七月十七日 氏照（花押）

（上杉輝虎） 越府江

御報

史料八は氏照が上杉輝虎に宛てて出した弁明の書状である。氏照は上杉氏使者の応対に際し、「走廻」らなかつたという抗議を受けていたらしい。このときの交渉について伝存する文書だけからみれば、氏照の働きは氏邦を凌駕していると言えいえる。しかしそれはあくまで書類上の話であつて、実際の働きはそれとは異なっていたのである。使者の応対や現実の交渉の場においては氏照の影は薄く、氏邦が前面に出ていたのである。氏照は氏邦が所管する「由良手筋」であるために自分の出番がなかつたと弁解している。確かに由良成繁を交渉の仲介役とする以上、由良氏の「指南」として氏康・氏政への取次役を務める氏邦が中心となるのは、自然のなりゆきであつたといえる。しかし両国の合意は氏照も「由良手筋」に属し、氏邦とともに「取次」として活動することであつた。上杉側はあくまでそれに沿つた活動を氏照に期待し、要求したのである。

ここに越相同盟交渉の実態が端的に示されているといえる。「取次」北条氏照は副状発給という形で、形式的には外交交渉に参加したものの、実際の影響力は大きなものではなかつた。これ以降、同盟に関する氏照の発給書状は僅かしか残されていない。時間の経過とともに、形式的な文書発給の面においても交渉から外れていったものと推測される。

三、北条氏照と越相同盟

前節までの検討において、「北条手筋」は交渉本格化の時点で利用が停止されており、氏照自身も現実の交渉では影が薄かったことを指摘した。こうした氏照の位置付けについて、儀礼的役割の担い手とみなすことは可能なのだろうか。「儀礼的ルート」という評価を含め、改めて氏照の位置付けについて考えてみたい。

氏照の位置づけを儀礼的・格式的に高く、その交渉を「ハレ」の場であるとするとする根拠の第一は、氏照が上杉輝虎に対して使用した書札礼が、氏邦の使用したものよりも尊大であることである。⁽⁴¹⁾氏照書状が輝虎の居所である「越府」に宛てた直状形式であるのに対し、氏邦書状は山吉豊守に宛てた披露状の形式をとっている。

確かに両者の間には書札礼上の差異が存在し、氏照書状の方が薄札である。しかし他大名宛ての書状で居所に宛てることは、後北条氏一門の書札礼としては抜きんでて高いものではない。越相同盟に際しても、北条康成が氏照のそれに近い形式（「謹上越府貴報人々御中」宛て）をとっている。⁽⁴²⁾この康成は北条一門とはいえ庶流であり、この時点では通字「氏」を許されてもいない。氏照・氏邦と比較すれば一段低い家格の人物である。⁽⁴³⁾氏照の書札礼は特別視するほど薄札なものではなく、むしろ後北条一門として相応のものであるといえる。また臼井進氏は氏照の書札礼が関東の国衆層と同じもので、上杉氏の求める書札礼に適用ものであったと指摘する。⁽⁴⁴⁾氏照は後北条氏一門であるだけでなく、武蔵大石氏の当主でもあり、国衆の使用した書札礼を採用したのは理にかなっている。どちらかといえば異例なのは氏邦書状の厚札さの方であるが、敵対相手に交渉を持ちかける際に、下手に出たと考えれば何の不思議もない。その後も形式を改めなかったのは、無用なトラブルを招くような真似を避けたいという政治的判断によるものだろう。また両者は相互に連絡を欠いて書状を作成していたのであり、単純にその厚薄を比べてもあまり意味はない。したが

って書札礼の厚薄は、「儀礼的ルート」評価の根拠とはなり得ない。

「儀礼的ルート」の根拠の第二は、氏照書状が上杉氏によって回覧に供されていることである。越相同盟は上杉氏と結んで後北条氏に対抗してきた関東の諸領主（上杉氏の「味方中」）にとって抵抗が大きく、輝虎は後北条氏からの書状を回覧し、関東の「味方中」の反応を探っている。⁽⁴⁵⁾ その際使用されたのが氏照書状および北条高広書状の写であり、そこに氏照の位置づけの高さを見る見解である。また氏照書状が後北条氏が出した書状の中でもっとも早く、上杉氏側から「正式な講和申し入れ書状」と認められたことが回覧に用いられた理由であるともされる。⁽⁴⁶⁾ 氏照書状案、及びそれを付した書状は伝存していないが、次の史料により存在が明らかとなる。

【史料九】太田道誉書状⁽⁴⁷⁾

先月十二日の御貴札、当月朔日拝披、大石源三方御当国江被申達旨、則被仰出候、御殿密候段⁽⁴⁸⁾奇特奉存候、一々

義重^(佐世)江茂申渡候、極月廿七日、從佐竹申上候き、正月二日、從当地茂申達候き、其首尾乍恐可為御合点候、南方

折角之砌者、不入何歟茂如此候、勿論正路ニ至于被思食者、皆以可為御相違候、大石源三・北条丹後守書中之写

披見仕候、從直江方返札之写者、御失念茂候哉、不參候、(中略)具石井拾左衛門尉可申上候、此由可預御披露

候、恐々謹言、

(本條二年) 二月十一日 道誉 (花押)

山吉孫次郎殿

冒頭において、正月二日付の山吉の書状を二月朔日に拝読し、北条氏照が上杉家に書状を出した旨を伺ったと述べており、それを承けて出されたものである。傍線部では北条氏照と北条高広の書状の写を披見したとあり、確かに

両書状が山吉書状に付されて回覧されたことが分かる。⁽⁴⁸⁾

問題となるのは山吉豊守書状の日付が正月一二日であったことである。これ以前に上杉氏は北条氏邦に宛てて返書を出しており、越相同盟交渉は「由良手筋」によって既に開始されている。ところが肝心の氏照書状には未だ返事が出されていない。上杉側が氏照書状を格式の高いものと評価し、対応していたとは考えにくいのである。⁽⁴⁹⁾ また、ほとんど没交渉であった両勢力の間で、氏照の位置づけが合意を得ていたというのも奇妙な話である。

氏照書状が回覧に用いられた理由は、儀礼面・格式面とは別に求めるべきであろう。先述のように、関東の上杉氏「味方中」は越相同盟締結に反対であった。彼らの意見を聴取し、同時に説得を試みる際には、交渉の進展が露顕してしまう氏邦側の書状よりも、未だ白紙段階にある氏照書状の方が都合が良かったのではないだろうか。実際輝虎は氏邦について一切触れていない。それどころか、同盟交渉を本格化させた二月末段階にいたつても、同盟打診は拒絶したと虚偽の連絡をしている。もう一つ、氏照自身が上杉氏「味方中」と軍事的に直接対峙していたことも考慮される必要がある。史料九においても太田道春は、南方（後北条氏）は情勢が不利になるとこのような行動を取るのである、同盟の働きかけをまともに受け取れば後でトラブルが生じる（から応じない方がよい）、との見解を示している。⁽⁵¹⁾ 関東の「味方中」は同盟に反対であつただけでなく、後北条氏の交渉態度そのものに懐疑的であつたのであり、抗争当事者である氏照の書状がそれなりの説得力を有するものとして期待されたのではないか。回覧対象として「北条手筋」の書状が選ばれたのは、あくまで上杉氏側の一方的な事情に基づくものであつたとみなせる。

そもそも、「手筋」統合後の氏照書状からは、儀礼的な面とは逆の姿が浮かびあがってくる。

【史料一〇】北条氏照書状写⁽⁵²⁾

急度申届候、相・越御一和、以誓詞被仰合上者、山王山人衆可被引由、從越府御内儀候段、遠山棟左衛門 保相康忠遠左・堺刑所へ之沼

田衆一札(北条氏康・氏政)、氏康父子披見、御一和之上、对関宿可被殘遺恨候哉、則破却、人衆可引取候旨、被申付候、就中山王

山之事(北条)、氏照人衆楯籠之時ニ、関宿雖眼前候、既御一和之儀、自最前如何様ニも可走廻段、令逼塞之条、争是非

可申候哉、早々破却可致候由申越候、此趣宜預御心得事、任入候、恐々謹言、

(永禄二年)
五月七日

(北条)
氏照

柿崎和泉守殿(泉守)

史料一〇は「味方中」の籠もる関宿攻撃を中止し、山王山砦に入っている氏照の手勢を撤退させるように、という上杉側からの要請を受けて出されたものである。氏照は山王山砦の破却を氏康・氏政が決定したことを伝え、自身もその履行を約している。氏康・氏政は交渉に際し、当事者である氏照の書状添付が必要になったと判断したのである。その他の氏照書状についても、「指南」として軍事指揮下においていた北条高広の上杉氏帰属問題(53)、武田氏との戦闘状況通知など、自身の軍事的役割に関連したものが多い。むしろ実務的な内容といえる。

また史料一〇の発給経緯と交渉ルートにも注目したい。氏照のいう上杉側からの書状は沼田在番衆の手によるもので、半途(境目)に赴いていた遠山康光・坪和康忠を経由して氏康・氏政のもとに渡っている。氏康・氏政はこれを受けて氏照に指示を出し、発給されたのがこの書状である。氏照書状については史料一〇として掲げた柿崎景家宛と、山吉豊守宛(55)の二通が伝存するが、ここにはいわゆる「北条手筋」に属する人物は登場しない。やはり「手筋」の統合以降、氏照が上杉氏とやりとりをする際に、「北条手筋」が利用されていないことが確認できる(56)。そもそもこの件で氏照に宛てて書状が出された形跡自体、見出すことが出来ない。冒頭の「急度申届候」は、氏照側から出した書状であり、返書ではないことを示すからである。

以上から、氏照と「北条手筋」を儀礼面を目的としたものと評価する見解は成り立たないものと考えられる。では何故

後北条氏は「手筋」を統合したにも関わらず、氏照を「取次」として残したのである。これは史料三で氏康が「源三事も（中略）難指置間」と述べているのを素直に受け取り、氏照の不满を抑えるためと解釈するのが正しいのではないだろうか。取次役とはそれになること自体がひとつの権益であり、ましてや対外的な「取次」となれば、軍事・外交政策上の発言権と絡んで、重要な問題であったと思われる。上杉氏との同盟は、後北条氏の外交政策の中心に据えられていたのだから、尚更である。また氏照は本庄氏・厩橋北条氏など、上杉氏を離反した重臣層との交渉を以前から担当していた。⁽⁵⁷⁾ 上杉氏に対する交渉は、当然自分が任されるものと考えていたのではないか。彼にとって、上杉氏担当の「取次」から外れることは、後北条氏内部での立場を弱めることになるかと判断したのである。ここからは、大名の意志による統制というよりも、家臣側の自律的な動きが読みとれる。⁽⁵⁸⁾

一方大名にとつては、交渉ルートが統一され、安定した通交が確保されていけば、「取次」が複数いることはあまり問題とはならない。その上で、氏照の役割は副状の発給及び以前からの職責・役割に絡んだ事項に限定されていたといつてよい。越相同盟交渉における交渉ルートの変遷は、氏照の動きと、その事後処理の結果であったと評価できるのである。決して、「実質的ルート」に對置する、「儀礼的ルート」を設置したわけではない。

四、越相同盟「取次」の構造

本節では視点を変えて、越相同盟における「取次」の構成について考察を加えてみたい。双方は、どのような立場の人間を、自身の権力の代表として立てたのであろうか。ここでは、永祿一三年に同盟条件の一環として行われた、

北条氏康の子息・三郎(後の景虎)が上杉氏に養子入りする際の交渉を題材に検討をしてみた⁽⁵⁹⁾。

三郎の養子入りは、そのこと自体は比較的早く決まっていたものの、岩附の帰属問題や西上野への出兵問題など別の条件で駆け引きが続き、実施が先延ばしになっていた。史料一は、そのような状況下で出されたものである。

【史料一】上杉輝虎条目⁽⁶⁰⁾

覚

一、三郎殿御支宅之内(北条氏康)、氏郡可被越由候哉、就之柿崎父子二人御所望候、及公能候へ者、畢竟有別意申二相似候、所詮氏郡在陣之内、鉢形迄可差越候事、

一、氏郡・柿崎子被取替、西上州江被為手切、柿崎子被押置、三郎方氏郡二取替可被越由承候者、柿崎子者末代

小田原二可被留候、至其儀者、三郎方養子取申、無所詮欺、御父子於無御別状者、氏郡・柿崎子被取替、

向信玄無手切以前二、御当陣江三郎方氏郡二被取替可給候、左様候者、御父子可為御真実候、巨細篠窪^(信玄)・

須田可申分候、愚老めい進儀、聊も相違不存候事、付、柿崎子当陣二而、氏郡二被取替、三郎方給置、愚老来

世迄之可為面目候事、

以上、

(永禄三年)
三月五日 (上杉)
輝虎 (花押)

北条左京大夫殿 (氏康)

北条相模守殿 (氏康)

後北条側は、三郎の支度が調うまで代わりに北条氏邦を派遣するので、引き替えに柿崎景家か、それが叶わなければその子息を派遣して欲しいと求めている。輝虎は早くから武田領西上野出兵の条件として、氏照・氏邦いずれかの

參陣を求めていた。⁽⁶¹⁾これに対し氏康・氏政は氏邦派遣を受け入れる代わりに、柿崎景家の派遣を要求したのである。これは三郎の「御迎」という名目がつけられているもの。⁽⁶²⁾実際には人質であった。後北条氏としては、養子入りという形であれ、一方的な人質提出に難色を示したといえる。輝虎はこれを受け入れ、柿崎景家の子息晴家を派遣して末代まで小田原に留めることを認めた。

上杉側からの人質として柿崎景家が選ばれたのは、彼が「取次」として交渉に参加していたからに他ならない。ここで注意したいのは、後北条側の要求が、始めから柿崎景家に絞られ、もう一人の「取次」山吉豊守はあがっていないことである。この人質はただの人質ではない。氏康子息(氏邦・三郎)との交換相手という意味を持つものであった。このことは、柿崎景家(讓歩して晴家)⁽⁶³⁾が、氏康子息の対価たり得る人物と認識されていたことに他ならない。

柿崎景家は、越後本国の有力な国衆であり、またその子息の一人は、長尾土佐守家の家督を相続している。⁽⁶⁴⁾自身も一門に準じるか、それに近い扱いを受けていた可能性が強い。一方の山吉豊守は、輝虎の有力な側近であり、影響力の大きい人物とはいえ、旗本であるに過ぎない。柿崎と山吉との間には、明確な家格の差異があったものと思われる。この点は、後北条側も同様である。一門内でも氏康子息という特に高い家格を誇り、政治的・軍事的にも支城主として重要な役割を果たしていた氏邦と、遠山氏庶流の遠山康光・康英父子との立場は自ずから異なる。

つまりこの交渉は、一門・准一門として北条氏邦(・氏照)と柿崎景家、側近層として遠山父子と山吉豊守とが対応する形で、交渉が行われていたものと思われる。恐らく柿崎景家が必要とされた理由の一端は、そこにあったのであろう。交渉ルートという観点だけからみれば、彼がこの外交に関わる必然性は薄い。しかしそれでも彼の外交参加が要請されていたのである。⁽⁶⁵⁾これは以前にみた武田氏の事例と同じであったといえ、戦国期の外交ではある程度一般化される事態であると考えられる。⁽⁶⁶⁾その理由のひとつとしては、外交というものの性質上、相手に合わせた人間を用

意して、双方のバランスをとる必要があったことが挙げられる。その際、交渉の主導性が、氏邦や柿崎よりも遠山父子や山吉豊守に大きい点は注目される。実務面と儀礼面を分けるなら、むしろこうした近臣集団と有力者との対比に見出されるものだろう。そしてそれは、あくまでひとつの交渉ルートの中に包摂されたものなのである。⁶⁷⁾

おわりに

本稿では交渉ルートという側面を中心に、越相同盟交渉について再検討を加えた。越相同盟においては、交渉開始時には確かに二つの交渉ルート(「手筋」)が存在している。しかしそれは大名の意図したものというよりは、家臣側の自律的な動きを背景とするものであった。こうした初期の混乱は、交渉が本格化していくなかで、大名の手により整理・統合されていった。この結果「北条手筋」は事実上活動を終え、「由良手筋」を元にした交渉ルートが形成されたのである。見方を変えれば、上杉氏に対する交渉権を得ようとする氏照の動きを、氏康の支持を得た氏邦が封じ込め、勝利を収めたことになる。以降の交渉は、定着した交渉ルートのもとで、複数の「取次」が出す副状が、大名の書状と「組み合わさって」外交を成り立たせていく形をとっている。「手筋」とは、誰を軸に据え、誰を頼って交渉を進めるかを示すものであり、外交の初期段階で問題となるものであるといえる。同時に戦国期の外交には、人間関係が大きな要素を占めていたことも示している。

このことは、元龜二年末に越相同盟が破綻した後の、後北条氏内での力関係の変化に端的に表れている。越相同盟破綻は、同盟を推進した隠居氏康の病死後、氏が武田氏との同盟を復活させた上で行われた。武田氏との交渉は、

以前から北条氏照が担当しており、このときも氏照が関与していた可能性は大きい。以降、氏照は北関東―奥羽方面の外交をほぼ独占し、後北条氏内部での発言力を強めていく。逆に氏邦の外交活動は、以後ほとんどみることが出来なくなる。遠山康光・康英父子に至っては、より深刻な形をとることとなった。交渉の中心を担っていた彼らは後北条氏内に留まることが出来ず、三郎景虎を頼って上杉氏の元に亡命することを余儀なくされた。⁶⁸⁾越相同盟を推進した「取次」は、同盟が破綻し、外交政策が反転する中で、かえって立場を弱める結果となったのである。他大名との関係が、家臣団内部の問題にまで波及する事態を生み出しているといえる。

一方で双方の「取次」の構成については、一門―側近層という対応関係を越相同盟においても検出した。どのような人間が「取次」として外交交渉に必要とされたのかという点は、戦国大名の権力構造を探る上で重要な観点と考える。この点については、別稿で詳しく検討を行うことにしたい。

【註】

- (一) 外交の「取次」そのものについての先行研究整理は、ここでは省略し、本論に関わるものだけに限り適宜掲げていく。著者自身が既に発表したものとしては、①「武田氏の外交における取次―甲越同盟を事例として―」(「武田氏研究」二二号、二〇〇〇年)、②「戦国大名間外交的一幕―取次の書状作成―」(「年報三田中世史研究」八号、二〇〇一年)、③「境目の城代と「路次馳走」」(「戦国史研究」四三号、二〇〇二年) などがある。なお、外交交渉

の取次者は、史料上は「奏者」「取次」などとして現れ、最も多く所見されるものは「奏者」である。そのため、先行研究の多くにおいても、「奏者」と呼称している。しかしこの語は、戦国大名においては取次者一般(上甲行為を行う場合)を指す言葉として史料上多見される。また上下関係の意味合い(下から上へ)が強く出ており、基本的に対等な大名間外交に用いるのは必ずしも相応しくないように考える。そのため、比較的上下色の薄い「取次」という呼称を使用している。なお先行研究から

の引用に際しても、断りなく「取次」と呼称している場合がある。

- (2) 加藤哲「相越同盟交渉における北条氏照の役割」(『戦国史研究』一号、一九八一年)。
- (3) 岩崎宗純「越相和融と後北条氏使僧天用院」(『歴史手帖』九卷一、二号、一九八一年)。
- (4) 岩澤愿彦「越相一和について―「手筋」の意義をめぐって」(『郷土神奈川』一四号、一九八四年)。
- (5) 栗原修①「戦国大名上杉氏の上野国沼田領支配―沼田在番衆を中心に―」(『駒沢史学』四六号、一九九三年)。
氏は上杉氏を対象に研究を進めておられ、②「上杉氏の外交と奏者―対徳川氏交渉を中心として―」(『戦国史研究』三三二号、一九九六年)においては徳川氏に対する奏者(本稿でいう「取次」)を検討されている。
- (6) 黒田氏は由良氏や厩橋北条氏といった外様国衆と後北条氏間の取次関係を検討され、外様国衆に対する対する軍事指揮権を有し、一門・準一門層からなる「指南」と、当主側近からなる「小指南」の組合せで取次が成されていたことを指摘されている。氏によれば「指南」自身も当主への言上には人を介さねばならず、多くの場合はそれが「小指南」と一致するという。越相同盟の「取次」
- は、まさにこの「指南」「小指南」と外様国衆との関係によって担われていたとする。黒田基樹「戦国大名北条氏の他国衆統制(一)―「指南」「小指南」を中心として―」(同著『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年。初出一九九六年)、同「戦国期外様国衆論」(『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九七年)参照。
- (7) 上杉輝虎は永祿一〇年から一一年初頭にかけて「早虎」、元亀元年以降「謙信」と称するが、本稿では便宜上「輝虎」で統一する。同様に、北条氏邦は当時「氏郡」と名乗っていた。しかし本稿においては混乱を避けるため、一般に使用されている「氏邦」で統一することとする。
- (8) 栗原修③「上杉・織田間の外交交渉について」(所理喜夫編『戦国大名から将軍権力へ―転換期を歩く―』、吉川弘文館、二〇〇〇年)。また氏は④「上杉氏と安東氏の通交文書」(『戦国史研究』四〇号、二〇〇〇年)においても同様の視角から検討を行っている。
- (9) 例えば越相同盟における北条氏康書状においても、「上杉家文書」(『上越市史別編1上杉氏文書集1』七二七号、以下「上越」七二七と略記)と「謙信公御書」(『上越』七二八)などの組み合わせがある。
- (10) 桑山浩然「副状」小考―上杉家文書の輪旨・御内書を

めぐって」〔東京大学史料編纂所報〕一七号、一九八三年。

(11) 羽下徳彦①「組合せて機能する文書―上杉家文書の検討

(1) 〔同編「北日本中世史の総合的研究」、一九八八年、

②「伊達・上杉・長尾氏と室町公方―通交文書ノート―

(同著「中世日本の政治と史料」、吉川弘文館、一九九五

年。初出一九九〇年、③「戦国通交文書の側面」(羽下前掲書所収。初出一九九四年)。

(12) 前掲註(11) 羽下③論文。

(13) 甲駿同盟破綻の経緯については、長谷川弘道「永禄末年における駿・越交渉について―駿・甲同盟決裂の前提

―」〔武田氏研究〕一〇号、一九九三年)、武田氏の駿

河侵攻と以降の経過については前田利久「武田信玄の駿

河侵攻と諸城」〔地方史静岡〕二二号、一九九四年)、

黒田基樹「北条氏の駿河防衛と諸城」(同著「戦国期東

国大名と国衆」、岩田書院、二〇〇一年。初出一九九六

年)、柴辻俊六「越相同盟と武田氏の武蔵侵攻」(同著

「戦国期武田氏領の展開」、岩田書院、二〇〇一年。初出

二〇〇〇年)等に詳しい。

(14) 北条氏照に関しては、加藤哲「北条氏照による八王子領支配の確立」(佐脇栄智編「後北条氏の研究」、吉川弘文

館、一九八三年。初出一九七七年)、下山治久「八王子

城主・北条氏照―氏照文書からみた関東の戦国―(た

ましん地域文化財団、一九九四年)等を参照。

(15) 北条氏邦に関しては、浅倉直美「北条氏邦の鉢形領支配」

(同著「後北条領国の地域的展開」、岩田書院、一九九七

年。初出一九八八年)等を参照。

(16) 「志賀楨太郎氏所蔵文書」〔上越〕六二八。

(17) 「庄司氏所蔵伊佐早文書」〔上越〕六二九。厩橋北条氏

については久保田順一「越後北条氏の厩橋支配」〔群馬

文化〕二〇六号、一九八六年)、栗原修「厩橋北条氏に

関する一考察―その系譜関係を中心に―」〔史学論集〕

二四号、一九九四年)、同「厩橋北条氏存在形態」

(「ぐんま史料研究」七号、一九九六年)等を参照。

(18) 前掲註(17) 史料。

(19) 由良氏に関しては、峰岸純夫「戦国時代の「領」と領国

―上野新田領と後北条氏―」(同著「中世の東国―地域

と権力―)、東京大学出版会、一九八九年。初出一九七

〇年)、高橋浩昭「戦国期上野由良氏存在形態」〔群

馬県史研究〕三三三号、一九九一年)、黒田基樹「由良氏

の基礎的研究」(前掲「戦国大名と外様国衆」所収。初

出一九九三年)、同「由良氏の研究」(同書所収)等を参

照。

- (20) 後北条氏においては家督相続が早い段階で行われ、この時期も前当主(隠居)と現当主による「二頭政治」が行われていた(佐脇栄智「小田原北条氏代替り考」、同著「後北条氏の基礎研究」、吉川弘文館、一九七六年。初出一九五六年)。隠居が外交書状を発給した事例は、数多く檢出される。越相同盟初期においては、当主氏政が駿河において武田氏と対陣中という事情もあり、隠居氏康が交渉を主導していた。氏政の確実な外交書状発給は永禄一二年二月六日まで下る(「柿崎文書」、「戦国遺文後北条氏編」第六卷四六八一号、以下「戦北」四六八一)。

(21) 「歴代古案」(「上越」六三六)。

(22) 前掲註(5) 栗原①論文。

- (23) 従来この氏邦書状は、氏照のそれよりも発給が遅いものであったとされている。些末なことではあるが、この点には異論があるので、以下で再検討を行っておきたい。氏邦の書状を仲介した由良成繁は二月二十八日付の沼田在番衆宛条目(「上杉家文書」、「上越」六三五)で、氏照が輝虎に直状を出したと述べており、これは一九日付のものを指している。一方で成繁は氏邦書状については触れておらず、氏邦本人の動静として二三日に駿河に出

- 陣したと述べるにとどまる。由良成繁が氏照書状のみを記していることが、氏照先行説の根拠となっているわけである。しかし二四日付厩橋北条家中連署書状(前掲註(17)史料)は沼田在番衆に宛てて氏照使者の世話を依頼したものであるから、氏照書状が仲介者である北条高広のもとを發したのは、意外に遅く二四日であった。一方の氏邦書状は、翌月二日の氏康書状までに一往復している。仲介した由良成繁が「内々被達御披露候哉」(志賀權太郎氏所蔵文書、「上越」六六〇)と述べている如く、沼田在番衆がこのような重大な交渉について、輝虎の指示を仰ぐことなく、独断かつ即時に返書を認めたとは考えにくい(前掲註(1)拙稿③参照)。以上から、氏邦書状が成繁の元に届いたのが、成繁が氏照第一信について報じた二八日以降であった可能性は低い。氏邦が出陣した二三日以前と考えるのが妥当であり、作成自体氏照より早い可能性がある。後掲史料二で、氏照が氏邦を「先立而申入族」と呼んでいることも参考になろう。
- (24) 前掲註(16) 史料。
- (25) 「上杉家文書」(「上越」六三八)。
- (26) 「上杉家文書」(「上越」六三七)。
- (27) 同盟と誓詞の関係については藤木久志「戦国大名の和平

と国分」(「豊臣平和令と戦国社会」、東京大学出版会、一九八五年。初出一九八三年)、粟野俊之「戦国期における合戦と和与」(中世東国史研究会編「中世東国史の研究」、東京大学出版会、一九八八年)、黒田基樹「宣戦と和睦」(同著「中近世移行期の大名権力と村落」、校倉書房、二〇〇三年。初出二〇〇〇年)等を参照。

(28) 「歴代古案」(「上越」六七八)。

(29) 「上杉家文書」(「上越」六五二)。

(30) 「謙信公諸氏士来書」(「上越」六五二)。

(31) 「柿崎文書」(「戦北」四六八)。

(32) 「歴代古案」(「上越」六〇二)等。

(33) 「上杉家文書」(「上越」六四八)。

(34) 「本間美術館所蔵伊佐早文書」(「上越」六六四)。

(35) 「上杉家文書」(「上越」六九四)。

(36) 「伊佐早謙探集文書」(「上越」七六〇)。なお本文書には欠損が多く、「謙信公御書集」収載の写により欠損部を補っている。本稿では、煩雑であるため傍註の形をとらず、直接本文に組み込んだ。

(37) 「伊佐早謙探集文書」(「上越」七六三)。欠損部分については、史料六と同様の扱いをとった。

(38) 氏照・氏邦ばかりか北条康成までも書状を出しているの

は、このときの交渉が後北条氏上層部の誓詞(起請文)提出を広汎に要求するもので、康成も誓詞を提出したためである。

(39) 「上杉家文書」(「上越」七七〇)。なお実際には、その後の書状(一六日付の駿河出陣を伝えるものなど)も一括携帯したものと思われるが、表二では省略した。

(40) 「上杉家文書」(「上越」七七六)。

(41) 前掲註(4)岩澤論文。なお本稿における書札礼の理解は二木謙一「室町幕府における武家の格式と書札礼」(「古文書研究」四五号、一九九九年)を参考とした。

(42) 北条康成書状写(「謙信公御書集」、「上越」七五八)。

(43) 綱成・康成父子共に後北条氏の通字「氏」を与えられておらず、家格の面では氏照・氏邦とは差異があったと判断される。但し康成は氏康の女婿であり、後に「氏」字を与えられて氏繁を名乗り、家格及び権限の向上が確認出来る(黒田基樹「北条氏繁の政治的位置」、前掲「戦国大名領国の支配構造」所収。初出一九九六年)。

(44) 白井進「越相同盟の一コマ「書札之事」について―北条氏照第一信の意義―」(「史叢」五二号、一九九四年)。

(45) 上杉氏「味方中」と越相同盟について扱った論文としては、新井浩文「永禄十二年の越相一和に関する一考察―

太田資正 (三楽齋道譽) の動向を中心として—」(『駒沢史学』三九・四〇合併号、一九八八年)、市村高男「越相同盟の成立とその歴史的意義」(『戦国史研究会編』『戦国期東国社会論』、吉川弘文館、一九九〇年)、佐々木倫朗「佐竹氏の小田進出と越相同盟」(『戦国史研究』四二号、二〇〇一年)等がある。

(46) 前掲註(44) 白井論文。

(47) 「山吉文書」(「上越」六五八)。

(48) 多賀谷祥聯書状(「上杉家文書」, 「上越」六四九)、長尾憲景書状(「歴代古案」, 「上越」六八四)も同様の内容である。

(49) 正月七日付氏照書状を受け取った上杉氏が、それに返書を確認したどうかは判然としない。太田道譽は史料六において直江景綱の返書の写が欠けているが持たせ忘れたのかと尋ねており、これは長尾憲景も同様である(前掲註(48)史料)。氏照は三月九日付の直江宛書状で「重而及使僧候、(中略)相越御一味之儀、数度申届処、此度預回章、寔以本望候」と述べており(「歴代古案」, 「上越」六八七)、このとき初めて直江から返書を買ったようにも読める。上杉氏が氏照に返書を出したことが確実になるのは、氏康による「手筋」の統合後なのである。もし

そうであるならば、上杉側が氏照の格式の高さを評価していた可能性は一層低いものとなる。また、そもそも氏照書状が最も早かった、という前提自体に問題があることは前掲註(23)参照。

(50) 「中村直人氏所蔵文書」(「上越」六六九)、「太田氏文書」(「上越」六七〇)。

(51) 「専宗寺文書」(『新井浩文』「東大阪市専宗寺所蔵岩付太田氏関係文書について」二号文書、「埼玉県立」文書館紀要一六号二頁、二〇〇三年)の第二条「一、例式者定而為表裏候、輝虎も令得其覚悟、取喫徳出敷之事」は、これに対する返答であると考えられる。なお、新井氏は本文書を上杉憲政の発給カとするが、輝虎のものとみただほうがよい。

(52) 「歴代古案」(「上越」七二五)。

(53) 「謙信公諸士來書」(「上越」七二〇)。

(54) 「上杉家文書」(「上越」八二〇)、「山吉文書」(「上越」八二一)。

(55) 「謙信公御書集」(「上越」七二四)。

(56) そもそも岩澤氏のいうような形の「北条手筋」は果たして存在したのか、という疑問が生じる。岩澤氏は「北条手筋」における山角康定を、由良手筋における遠山康光

と同等の働きをなしていたと想定される。しかし山角康定が上杉氏担当の「取次」であったというのは検討を要する。康定が交渉に関与していたことを示す史料は、元龜元年八月、氏政が北条高広に輝虎への取成（出兵要請）を依頼した際の副状一通のみである（『尊経閣文庫所蔵文書』、「上越」九二二〇）。これ以前の段階で、「北条手筋」は後北条―上杉間の正式な意志伝達経路からは外れていた。氏照―北条高広という経路が独立した交渉ルートとして機能・活動していたのは、氏康・氏政が表に出る以前の予備交渉段階に限られる。しかし氏政が表に出ない以上、この段階では氏政側近である山角康定の出る幕はない。山角副状の位置づけを考える上では、前後して行われた交渉を踏まえる必要がある。氏邦・遠山康光の留守中に来訪した上杉氏の使者大石芳綱は「別之御奏者」による書状の披露を拒絶した。交渉は氏邦到着を待った上で再開されるが、それは山角康定・岩本定次同席の許で行われた（『上杉家文書』、「上越」九二一九）。恐らく披露行為自体は氏政側近である山角・岩本により行われたと思われる。もし山角康定が上杉氏担当「取次」であるのなら、わざわざ氏邦の到着を待つ必要はない。上杉側が康定を「取次」として認識していなかった証左で

ある。また山吉豊守登場後、直江景綱の活動が所見されなくなるのは本稿第二節で述べた通りである。

岩澤氏はこの元龜元年八月の交渉について、「由良手筋」に拘る上杉氏に対し、一次的に交渉ルートを「北条手筋」に切り替えたとされる。交渉内容を白紙に戻すことで時間を稼ぎ、上杉側の無理な要求を回避することに成功したと説明し、ここに「手筋」併存の意味を見出す。しかし「手筋」が既に統合されていたのは本論で指摘した通りであるし、このときの状況は岩澤氏の指摘するようなものとは異なる。この交渉は北条氏が上杉輝虎の「越山」（西上野にある武田領攻撃）を求めた際に、上杉側が後北条氏の「同陣」を条件に提示して難航したものである。そのため氏政は北条高広からも「越山」を要請してくるよう働きかけたのであって、交渉ルートを切り替えたのは異なる。また時間稼ぎをする意味もない。なお同盟成立後の国分けで上野一國が上杉氏に属したため、境目としての役割は沼田から厩橋へと前進し、鉢形―厩橋間で交渉が行われるようになっていく。厩橋北条氏の活動を考える上では、この点を見落とすべきではない。

(57) 本庄氏については「歴代古案」(『上越』六三〇)など。

- (58) 大名には隠された、「取次」同士のやりとりにはいくつか例がある。例えば山田邦明「情報の錯綜―朝倉義景と上杉輝虎の通信―」(『戦国のコミュニケーション―情報と通信―』、吉川弘文館、二〇〇二年)などを参照。
- (59) 上杉景虎については、長塚孝「北条氏秀と上杉景虎」(『戦国史研究』一二号、一九八六年)、櫻井真理子「上杉景虎の政治的位置―越相同盟から御館の乱まで―」(『武田氏研究』二八号、二〇〇三年)等を参照。櫻井氏は、景虎が養子入り後に果たした「取次」としての役割についても言及されている。
- (60) 「上杉家文書」(「上越」八八八)。
- (61) 「上杉家文書」(「上越」八六〇)。
- (62) 「上杉家文書」(「上越」八八一)。
- (63) 藤木久志「上杉氏家臣団の編成」(『戦国大名の権力構造』、吉川弘文館、一九八七年、初出一九六三年)、矢田俊文「戦国期越後国政治体制の基本構造」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』、吉川弘文館、一九九九年)。
- (64) 「柿崎家文書」(「上越」三五六)。
- (65) 上杉氏では、対徳川氏交渉においても、側近の河田景親と一門の村上国清という組み合わせをとっている。なお、前掲註(5)栗原②論文を参照。
- (66) 前掲註(1)拙稿①参照。武田氏の対上杉氏交渉は、側近の跡部勝資・長坂光堅によって主導されるが、同時に准一門格の小山田信茂も参加している。なお前稿では上杉側の体制には言及していない。新発田・竹俣・斎藤といった有力国衆層が中心となっている。これは国衆層によって擁立された初期の景勝権力の特色を表すものであるが、細部の交渉は側近の山崎秀仙が担っており、同様の構成を示していると考ええる。
- (67) なお、栗原氏の指摘した上杉・織田同盟の事例(前掲註(8)③論文)は、越相同盟初期のそれとは同一視し得ない。氏が直江景綱経由と河田長親経由、長景連経由がそれぞれ別の交渉ルートであるとされる根拠は、三者に別々の織田家臣から書状が出されていることにある(『東源寺所蔵文書』、「上越」一一二四／「宇津江文書」、「上越」一一二五／「伊佐早謙採集文書」、「上越」一一二一六)。しかしこれはほとんど同内容・同日付(長景連宛は一日ずれる)である。それもそのはずで、いずれも同じ上杉氏の使者が携帯してきた書状に対する返書である。また、『越佐史料』段階においては全て「宇津江文書」として採録されており、ある段階までは一括して伝来していたと考えられる。この三通は「組み合わせあって」

機能していたと考えるべきである。このことは彼らが同じ交渉ルートを形成していたことを示すものであり、越相同盟初期の氏照・氏邦の関係とは異なるものである。

(68) 「上杉家文書」(「上越」一二五〇)、「歴代古案」(「戦北」四四七九)。遠山父子が越後に入った時期ははっきりしないが、元亀二年一〇月の景虎書状からは、遠山康光が後北条家臣として活動していることが判明する(吉澤喜三氏所蔵文書、「上越」一〇六六)。同盟決裂はその僅か二ヶ月後である。したがって、同盟期間中に景虎付き家臣として越後入りしたと見るよりは、同盟破綻を受けての亡命と解するほうが自然である。なお、羽柴秀吉と徳川家康が敵対関係に入った際、担当「取次」であった石川数正が羽柴氏の元に亡命をしているのも、同様の事例といえる。

〔付記〕

本稿は二〇〇一年七月一四日に行われた戦国史研究会第二六一回例会報告の前半部分を元とし、二〇〇二年一月に慶應義塾大学に提出した修士論文の一部を改稿したものである。その際には、諸先生・諸先輩方から様々な御叱正を頂いた。この場を借りて御礼申し上げる。